

各保険医療機関等の長 殿

茨城県国民健康保険団体連合会

医療福祉（マル福）制度における診療報酬明細書の記載方法の変更について（依頼）

平素は、診療報酬請求業務へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療福祉費該当レセプトの記載方法について医療保険分と公費負担分の請求点数が異点数となった場合、本会提出分と支払基金提出分で相違がありましたが、平成 22 年 3 月診療分より、請求方法を支払基金提出分と同様の取扱いに変更し対応することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、その他の請求については、従来どおりの請求方法となりますのでよろしくお願いいたします。

記

【明細書記載例】（ 今回の変更点 ）

医療保険と精神通院（法別 2 1）及び重度障害マル福（法別 8 3）の併用で異点数の場合
（ 精神通院の自己負担上限 5,000 円 薬局の累積額【管理票】1,740 円 ）

（ 従来 ）

保険			0	8	0	0	1	0
公費	2	1	0	8	6	0	1	2
公費	8	3	0	8	0	0	1	0

（平成 22 年 3 月診療分以降）

保険			0	8	0	0	1	0
公費	2	1	0	8	6	0	1	2
公費	8	3	0	8	0	0	1	0

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		8,587		
		8,551		3,260
		36		

従来は差額の点数を記載。



療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		8,587		
		8,551		3,260
		8,587		

3 月診療分以降は、公費に一部負担金がある場合は、全点数を記載。

【ポイント】

従来の医療福祉費該当レセプトの記載方法では、差額分を第 2 公費欄に記載していただきましたが、平成 22 年 3 月診療分以降は全点数を記載願います。

連絡先 審査管理課管理係
029-301-1557（直通）

【明細書記載例】(その他記載例)

重度 (8 3)

請求点数 4,000 点 (マル福同点数)

保険								
公費	8	3	0	8	0	0	1	0
公費								

療養の給付	保険	請求点 4,000	決定	一部負担金額 円

公費 (5 1) と乳児 (8 1) の併用

請求点数 8,000 点、公費 (51) 5,000 点
マル福 3,000 点、マル福一部負担金 1,200 円

保険								
公費	5	1	0	8	6	0	1	5
公費	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保険	請求点 8,000	決定	一部負担金額 円
		5,000		
		3,000		1,200

母子 (8 8)

請求点数 5,500 点 (マル福同点数)

マル福一部負担金 1,200 円

(外来 600 円 × 2 日又は入院 300 円 × 4 日)

保険								
公費	8	8	0	8	0	0	1	5
公費								

療養の給付	保険	請求点 5,500	決定	一部負担金額 円
				1,200

公費 (5 2) と乳児 (8 1) の併用

請求点数 56,500 点、公費 (52) 56,500 点
公費 (52) 一部負担金 4,800 円
マル福一部負担金 1,200 円

保険								
公費	5	2	0	8	6	0	1	4
公費	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の給付	保険	請求点 56,500	決定	一部負担金額 円
				4,800
				1,200

【明細書記載例】(その他記載例)

重度 (83)

請求点数 500 点 (マル福同点数)

保険								
公費	8	3	0	8	0	0	1	0
公費								

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		500		

母子 (88)

請求点数 1,500 点 (マル福同点数)

保険								
公費	8	8	0	8	0	0	1	5
公費								

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		1,500		

1 公費 (51) と乳児 (81) の併用

請求点数 3,500 点、公費 (51) 2,500 点
マル福 1,000 点

保険								
公費	5	1	0	8	6	0	1	5
公費	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		3,500		
		2,500		
		1,000		

公費 (52 : 県単独事業対象者) と乳児 (81) の併用

請求点数 8,500 点、公費 (52) 8,500 点
公費 (52) 一部負担金 10,000 円

保険								
公費	5	2	0	8	6	0	1	4
公費	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		8,500		
				10,000

公費 (52 : 国制度対象者) と乳児 (81) の併用

請求点数 5,500 点、公費 (52) 4,000 点
マル福 1,500 点

保険								
公費	5	2	0	8	6	0	1	4
公費	8	1	0	8	0	0	1	2

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		5,500		
		4,000		
		1,500		

公費 (法別 21) と母子 (88) の併用

請求点数 950 点、公費 (21) 950 点
公費 (21) 一部負担金 950 円

保険								
公費	2	1	0	8	6	0	1	2
公費	8	8	0	8	0	0	1	5

療養の 給付	保険	請求点	決定	一部負担金額 円
		950		
				950